

特別講習案内

一般社団法人警備員特別講習事業センター

TEL : 03-5321-7655

一般社団法人三重県警備業協会

TEL : 059-223-1094

◆講習の種別 国家公安委員会登録 特別講習 施設警備業務 2 級

◆講習予定人員 30 名程度

◆日時及び場所等

6 月 17 日(水)	<u>8:30~8:45 受 付</u> 8:45~ 開講式 9:00~ 講習	サン・ワーク津 (津市勤労者福祉センター) 津市島崎町 143-6 (TEL : 059-227-3157)
6 月 18 日(木)	<u>8:30~8:45 受 付</u> 8:50~ 講習 11:30~修了考査	

※上記講習時間は予定であり、受講生の習得状況等により変更する場合があります。

◆受講対象 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）に規定する警備員

この講習は実技講習もあるため、糖尿病、心疾患、腎不全等の持病をお持ちで治療中の方にとっては厳しい講習となります。受講の可否については医師に相談するなど、受講に支障がないことを確認のうえお申込み下さい。

◆受講金額 33,350 円【受講料 33,000 円（税込）+教本送料 350 円】

特別講習事業センターの責めに帰すべき事由により講習が行われなかった場合を除き返納しません。

◆仮申込から受講までの流れ

①仮申込後、1週間前後で「受講決定通知」メールが届いてから本申込に進めます。

(1)事業者用マイコースから受講申込資料をDL（従事証明書等）

(2)申込フォームへ必要事項記入及び顔写真（無帽、正面、上三分身、無背景）をアップロード

※顔写真は予め用意しておくとしスムーズです。（「jpg」または「png」形式）

②書類提出後に入金案内メールが届きます。銀行振込にて受講料を入金してください。

③入金が確認されたら「受講生用ID/PW」メールが届きます。

(1)受講生用マイコースから講習資料をDL（学科・実技のポイント等）

(2)一週間前後で教本が届きます。

(3)eラーニング受講状況証明書をDL

※現時点でeラーニングの実施はありませんが、受講状況証明書が受講票の代わりとなるためDLしてお持ちください。（受講状況証明書がないと受講が出来ません。忘れずお持ちください。）

詳しくは特別講習申込受付システム使用マニュアル（警備事業者向け）及び三重県警備業協会HP「デジタル申込について」を参照してください。

◆受講上の注意事項

1 服装は公安委員会届出の制服、制帽（ヘルメット可）

2 遅刻、早退は理由の如何を問わず認められません。また、講習は講習科目を全て受講しなければ、修了考査を受けられません。

3 体調不良や講習の進行を妨げる行為等受講の継続不可と判断した場合、相談のうえ辞退していただくことがあります。

- 4 円滑な講習運営のため講習中は受講番号で呼びかけます。ご了承ください。
- 5 講義・訓練の開始時刻や集合場所はその都度指示します。時間を厳守して下さい。
- 6 訓練及び試験時に腕時計が必要となりますので、必ず持参して下さい。
- 7 学科講義、実技訓練等受講中は禁煙です。また、机の上に不要な物は置かないでください。講習中の携帯電話及び録音や写真・ビデオ撮影は禁止します。
- 8 昼食用弁当は、食中毒等を起こさないよう自己管理して下さい。
- 9 睡眠不足、前日の飲酒、朝食の未摂取等は、講習中に体調を崩す原因となり、最後まで受講できなくなることもありますので、体調管理に十分注意して下さい。
- 10 使用する会場によって遵守事項がありますので、厳守して下さい。

◆修了考査上の注意事項

- 1 カンニング行為又はカンニング行為に準ずる行為（携帯電話の使用、録音・撮影、修了考査で使用する資料又は資機材を持ち出す行為など。）その他不正行為があった場合は失格とし、その場で退出していただきます。
- 2 筆記用具、眼鏡以外のものは持ち込むことが出来ません。
- 3 試験待機中の私語は禁止します。

◆修了考査の実施方法及び結果発表について

- 1 修了考査は、学科試験 1 時限、実技試験 3 時限で行います。
学科試験は五肢択一式 20 問、実技試験は 6 科目で行い、いずれも 100 点満点で、合格にはどちらも 90 点以上の得点が必要です。
- 2 結果は、7 月 13 日午後以降に三重県警備業協会の HP 上に速報発表（予定）です。その後各証明書を会社宛に送付いたします。

①講習会修了証明書

修了考査で合格された方にお渡しする証明書です。

有効期間は交付日から 1 年間となっておりますので、速やかに公安委員会に合格証明書交付申請を行って下さい。

1 年以上経過した証明書は失効となりますのでご注意ください。

②講習会受講証明書

修了考査で不合格になった方にお渡しする証明書です。

有効期間は交付日から 1 年間となっており、有効期間内に 1 回に限り再講習を受講することができます。1 年以上経過した場合は失効となります。

- 3 考査に関する問題及び採点内容のお問い合わせにはお応えすることはできませんので予めご了承ください。

◆個人情報の取扱いについて

- 1 収集した個人情報については、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、その利用を適正に行います。
- 2 収集した個人情報が不要となったときは適正に廃棄します。